

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
サイクラミン酸ナトリウム(チクロ)	<p>サイクラミン酸ナトリウムは、通称チクロの名前で知られており、昭和31(1956)年に食品添加物に指定された甘味料で食品・菓子等に使われていたが、米国食品医薬品庁(FDA)により発がん性や催奇形性の疑いが指摘されたため、米国や日本は昭和44(1969)年に相次いで指定を取り消し、使用が禁止された。</p> <p>ただし、現在もEU等で使用されている。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：なし ・昭和31(1956)年に食品添加物に指定された甘味料だが、安全性に疑問が生じたため、昭和44(1969)年に指定取消し。輸入食品による国内流通がないよう管理措置。 <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO/FAO合同食品添加物専門家会議(JECFA)：グループ 一日摂取許容量(ADI)を、サイクラミン酸及びNa、Ca塩に設定(1964(S55)) ・米国：食品使用は禁止。 ・EU、中国等：使用。